

第3章 地域政治の変化

第1節 問題の所在

本章の課題は、市町村合併における地域政治構造について、主に市町村の議会議員や首長といった地域政治家の属性に着目し、合併前後の変化を跡付けようとするものである。なお、属性のうち、特に職歴（前職）および出身地域に留意する。

市町村合併において重要な反対勢力となるのが、これら地域政治家である。この点は第4章で示す国際比較、およびわが国における昭和の市町村合併の経験からも明らかであろう。地域政治家にとって、市町村合併はポストの削減という形でダイレクトに再選機会の減少を引き起こすことになる。

地域政治家の反対は、特に周辺部における地域住民の不安と連動する。周辺部に位置づけられる住民にとって、みずからの地域からの政治家を選出できなくなることは、合併後の市町村において地域の問題が反映されなくなるのではないかという懸念を引き起こす。特に、周辺部は相対的に過疎地や中山間地域が多いが、合併後に行政資源の配分が行政効率性を理由に集中的、選択的に行われると、さらに中心地との格差が拡大するおそれがある、という懸念である。これらの懸念を、合併市町村内における「周辺部の懸念」と称しておこう。

第I部第3章で述べたように、市町村合併にはそれぞれの議会の議決および首長の申し出が必要である。このため、地域政治家の反対は、市町村合併における重大な抵抗点となる。これを緩和するために議会議員選挙には特例が設けられた。具体的には、合併特例法に基づき新設合併の際に定数を法定上限の2倍まで増やすことができる定数特例、合併自治体の判断により特例的に旧町村単位で設置される選挙区である。このような特例により、合併時の「周辺部の懸念」がどの程度緩和されたのか、また、その特例が消滅した後どのような帰結を招いたのかを検討する。これが第2節の課題となる。

一方、議会議員と異なり、首長にはこのような特例が設けられなかった。このため、首長選挙においてどのような地域から代表者が選出されるかが、地域政治における大きな焦点となる。これについて検討することが第3節の課題となる。

また、市町村合併による領域の変容は、これを基礎単位とする都道府県議会議員選挙の構造にも大きな影響を与えと考えられる。この点についてその推移を確認することが第4節の課題となる。

第2節 合併市における市議会議員選挙

（1）議会議員選挙における問題の所在

平成の市町村合併は、合併による「効率化」をその目的の1つとした。議員報酬総額の削減を目指した議員定数の削減は、職員数削減などと並び、「効率化」の象徴例といえよう。一方で、市町村議会議員選挙の特色の1つは大選挙区単記非移譲式投票制度であるが、これは人口の少ない周辺部等からは代表者を出すことが不利となる仕組みである。

このため、総務省による報告書¹では、合併に際し、人口・地理的な要因によって周辺部となる旧町村から議員を選出できず、地域の声が反映されなくなるという不安の声があがっていたことに触れられている。このような不安を払拭するため、合併に際しては、合併後の議員定数に特例を設け（定数特例）、また選挙区制を導入することにより、周辺部からより多くの政治代表を参加させる仕組みが取り入れられた。

それでは、合併に際して導入されたこうした仕組みは、合併後に行われた議会議員選挙においてどのような結果をもたらしたのだろうか。周辺部からの議員を確保する、あるいは増やすという当初の目的に適う効果を上げたのであろうか。

（2）先行研究の整理と本節の課題・接近手法

「平成の市町村合併」が議会議員選挙の結果に及ぼした影響を定量的に分析した研究は極めて少ない。僅かな例外として、今井照による一連の研究が挙げられる²。今井は、地方議会での無党派比率の増加という全体的な傾向とは反対に、合併前後における市区議会議員の政党別割合では無党派比率が減少したことを指摘している。一方、市町村議員の特徴として、政党公認の当選議員が極めて少なく、「市町村議会の無所属議員が地域選出的な要素をもっていることが想像される」³としている。

はたして、今井の指摘する地方議会議員の「地域選出的な要素」は実証しうるだろうか。このために、以下の手続きによりデータセットを構築した。

対象とする合併市町村は、2000年から2011年までに、合併により市制が施行された市（以下、市制施行市）に限定した。市制施行市は、もとは町村から構成され、最も党派性が弱いグループと考えられるためである。

合併前後の議会選挙データについては、都道府県・市選挙管理委員会の資料および地域新聞等を、可能な限り網羅的に収集した。これにより、当選者だけでなく落選者を含めた統一的な選挙データセットを作成することが可能となった。

上記のデータセットには、「年齢」「性別」「住所（旧町村単位）」「政党所属」といった、議員の属性データが含まれている。ただし、収集した資料上の制約により、全ての議員に全ての属性データを付与することはできなかった。特に「住所（旧町村単位）」については、都道府県・市選挙管理委員会からの資料には記載が

ない場合が極めて多かった。つまり、今井の言う「地域選出的要素」の実証に必要な住所地データを完備することはできなかった。

このため、本節においては、まず旧町村議会議員・旧町村首長の動向に着目する。対象とする132市の合併後第1回選挙の定数は3,237であるが、当選者のうち2,811(86.8%)は旧町村の議会議員および首長によって占められている。したがって合併後の新市議会において、旧町村議会議員はどの程度議席を確保したのか、つまりどの程度「残存」したのかは重要な代替指標となり得る。本節では、旧町村の議会議員数を分母とし、新市議会の旧町村別議員数を分子とする「残存率」指標を作成し、合併後の第1回選挙、第2回選挙において、当該残存率がそれぞれどのような要因で決定されたかについて分析を行う。その後に、限られたデータを独自に収集した上で、地域代表率の決定要因についてもあわせて分析を行う。

(3) 市制施行市議会議員の属性推移—年齢、性別、党派

最初に、議会議員をめぐる基本的な情報について整理しておく。まず、データセットから、市制施行市の合併時期を見ていこう。市への昇格を伴った合併は、2004年～2006年にその88.6%が集中している。この結果、合併後第1回の選挙は2004年～2007年、第2回の選挙は2008年～2011年に集中している。

次に、立候補者の年齢をみてみよう。立候補者の年齢は、合併後第1回が集中している2004年～2007年を見ると、2003年の59.43歳から2005年には58.33歳(△1.1歳)に低下した。一方、当選者の年齢を見ると、2003年の59.4歳から、2005年には57.84歳(△1.56歳)とより低下している。

この差と符号するのは、合併後第1回選挙期における当選率(当選者数/立候補者数)である。2003年には当選率は91.1%であったが、2005年には当選率は67.8%まで減少する。これを踏まえた上で、合併前の町村議会議員のうち、合併後第1回選挙に立候補した群と、立候補を取りやめた群を比較すると、立候補者群56.3歳に対し、非立候補者群は59.9歳と3.6歳もの差異⁴がある。

ところが、第2回選挙が集中する2010年には、様相が劇的に変わる。すなわち、当選率は85.6%まで回復し、当選者年齢は59.51歳に戻っていったのである。

一方、性別を見ると、女性議員の比率はほぼ一貫して上昇の傾向にある。すなわち、合併前の2002年においては4.8%に過ぎなかった女性議員比率は、合併後の2011年においては9.6%まで上昇した。全国の市議会議員における女性比率は2000年代に入って10%を超え、その後も増加傾向にあり、こうした全国的な傾向と一致していると考えられる。

最後に、党派を見ると、今井の指摘に見られる通り、無所属議員の比率が高い。ただし、2001年に91.4%に達した無所属議員は、2011年には84.1%までその比率を低下させている。もっとも、党派内訳をみると、党派別当選比率を引き上げたのは公明党(1.8%→7.0%)が最も高く、次いで民主党(2001年0.0%→2011

年 1.5%) である。自由民主党は 2011 年でも 0.3% に過ぎない。なお、共産党は 2001 年、2011 年とも 6.1% であった。

以上の基本情報を整理すれば、①党派性の「なさ」は一部組織化された政党を除けばあまり変わらない、②女性比率は一貫して上昇しているのに対し、③当選率、立候補者年齢は第 1 回、第 2 回選挙で大きく様相を変えている。この 3 点は、合併後の市町村議会議員選挙を分析する上で、基本的な前提情報となる。

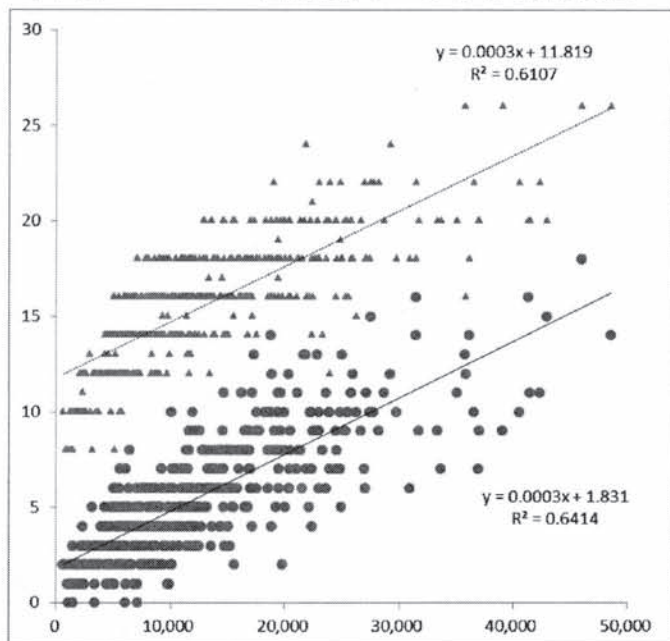
(4) 合併前議員残存率の分析

① 第 1 回選挙結果の単回帰分析—合併前人口と合併前人口シェア

旧町村議会議員の再選（残存率の上昇）を規定する上で、強い影響があると考えられるのは、旧町村人口数であろう。旧町村人口数が新市における残存率に影響を与えるルートは 2 つの要因が考えられる。第 1 に、当然ながら、人口それ自体である。人口が少なければ相対的に得票数が少なくなり、当選は難しくなる。第 2 に、議員定数の性質である。地方自治法第 34 次改正（2011 年）以前においては、市町村議会議員は、その人口数に応じた定数の上限が定められていた（第 91 条第 2 項⁵⁾）。この定数の上限は、人口が多い市町村ほど、議員 1 人あたりの人口が多くなるように設定されており、合併後の選挙では当選に必要な得票数が増加することを意味する。従って、合併後の新議会において、人口の少ない旧町村の議員は、相対的に残存率が低くなることが予想される。

まず、合併前の市町村人口を横軸に、合併前議会議員数と新市議会議員数（合併前市町村別）を縦軸に取って比較したのが図表Ⅱ－3－1 である。

図表Ⅱ-3-1 合併前人口と合併前議員数・新市議会議員数



興味深いことに、人口対合併前旧町村議会議員数の単回帰係数と、人口対合併後新市議員数の単回帰係数は同一（0.0003）である。端的に言えば、人口1万人あたりで3人の議員が選出されている。異なっているのは定数項（合併前11.8⇒合併後1.8）である。この回帰モデルでは、たとえば、合併前人口1万人の町村は合併前に14.8人の議員を選出していたが、合併後には4.8人に減少した、という含意となる。これは合併前後の議会議員の選出状況を象徴的に示す式である。

ただし、この単回帰は、単純に合併前人口を用いている。例えば、同じ1万人でも、人口3万人の町と合併した場合と、人口千人の村と合併した場合では、合併後の議員数は異なってくるはずである。そこで、「新市の中で、もとの町村がどれだけの人口を占めていたのか」を「合併前人口シェア」と称する。

単純な合併人口と、合併前人口シェアをそれぞれ残存率と単回帰させると、前者の決定係数は0.418なのに対し、後者は0.531となる。つまり、合併前人口シェアのほうがよりよく残存率を説明できる。

当然ながら、合併前人口と合併前人口シェアには強い相関がある。重回帰分析を行うにあたっては、多重共線性を排するために、人口に関する説明変数には合併前人口シェアのみを用いて議論を進めていこう。

② 第1回選挙結果の重回帰分析

では、第1回選挙における旧町村別の議会議員残存率を被説明変数とする重回帰分析を行う⁶。ここで、合併前人口シェア以外の説明変数として採用した諸変数について説明しておこう。便宜として、変数名をボードで現わし、式に下線を引くことにする。

まず、定数削減率（旧町村議会数の合算総数－新市議会定数）／旧町村議会議員数の合算総数である。定数削減率は、これまでの町村の議員定数をすべて足し合わせたものに比べ、新市の議員定数はどれくらいか、ひとことでいえば「どれだけ門戸が狭くなったのか」を意味する。定数削減率が高いほど、旧町村議員は生き残りにくくなる。

次に、立候補者当選率（当選者数／立候補者数）である。この変数は、新議会議員率を質的にチェックする役割を果たす。つまり、立候補者当選率が低いということは、それだけ候補者調整をうまく行えていなかったことを意味する。当然、当選率が高いほうが残存率は高いと考えられる。

これらの変数に加えて、合併前人口シェアによるウェイトを考慮した変数を与える。

まず、人口シェア基準立候補者倍率である。この指数は、（旧町村立候補議員数／立候補議員総数）／合併前人口シェアで算出する。この指数の意味するところをやや詳しく述べよう。すでに分析したように、合併前人口シェアと新議会議員数には強い相関をみてとることができる。これを予測していえば、立候補者総数に占める旧町村立候補者総数の比率は、合併前人口シェアで割った場合、誤差を除けばほぼ1倍に収斂するはずである。それを超えて立候補している場合は、地域の人口水準から見込める議席数よりも多くの候補者を出していることになる。見方を変えれば、1倍よりも多い地域は、それだけ事前調整に失敗したと考えることができるだろう。

次に、人口シェア基準選挙区議席倍率である。この指数は（旧町村選挙区定員数／新市総定数）／合併前人口シェアで算出する。この指数こそ、「合併特例」と言われるものである。この倍率が高い、ということは、合併前人口シェアから導かれる議席数に比べ、選挙区設置によってより多くの定数をあらかじめ確保している、ということの意味する。優遇倍率と言い換えても良いかもしれない。

同じく議席数に関する指標であるが、異なる影響を与えられ考えるのが**定数特例**である。定数特例は、その性質上総議席数を増やすことになるから、それだけ当選しやすくなる（＝旧議会議員が生き残りやすくなる）はずである。定数特例を設置したケースは1、そうでないケースは0として扱う。

最後に、議会の議員でなく、**首長当選者数**である。これは、地域代表としての性格は同じだが、「旧議会議員」を分母とする残存率を引き下げる効果を持つ。なお、首長当選者数自体は自然数であるが、記述統計量をチェックした際に、旧首長の当選者は、最大で1、最小で0となっていた。

これらの変数を用いた重回帰分析結果は図表Ⅱ－3－2の通りである。

図表Ⅱ－3－2 重回帰分析結果

	係数	t 値
(定数)	16.052	2.510
定数削減率	-20.766	-3.054
立候補者当選率	30.768	10.111
合併前人口シェア	42.192	8.059
人口シェア基準立候補者倍率	8.963	5.588
人口シェア基準選挙区議席倍率	-10.885	-6.813
首長当選者数	-1.193	-.419
定数特例	5.073	2.895
自由度調整済み決定係数	0.759	

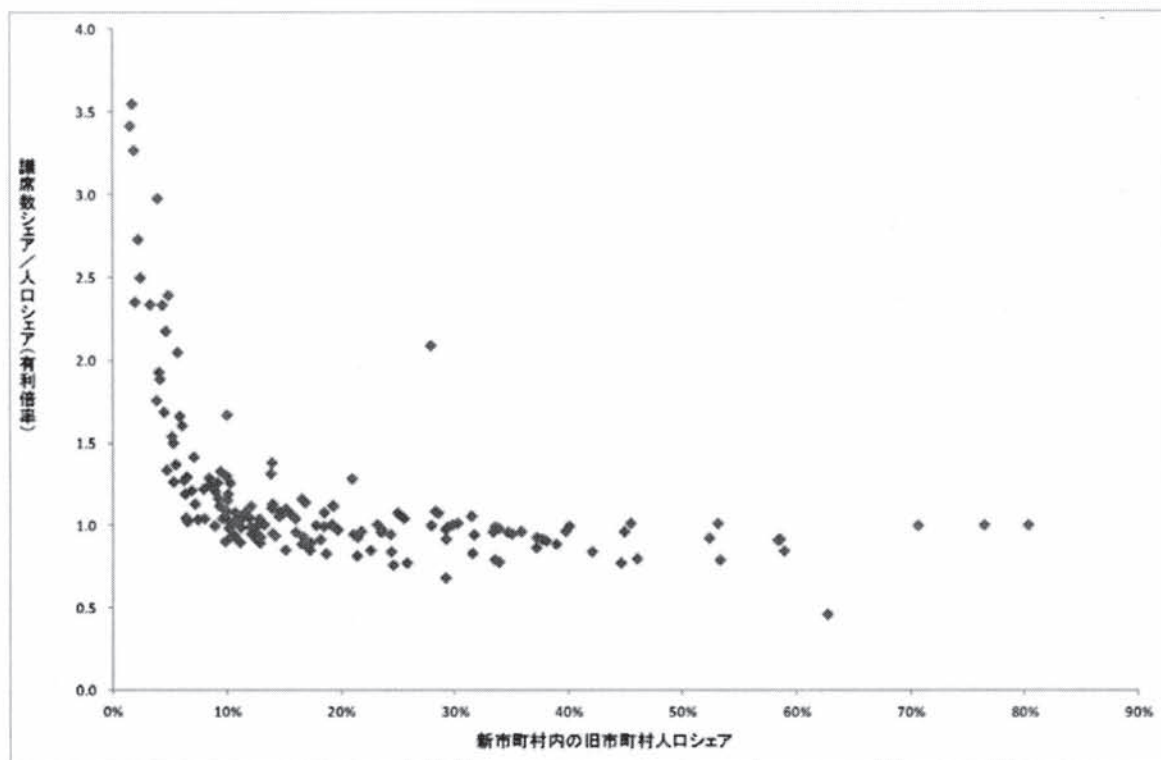
合併前人口シェアと定数削減率には相対的に強い相関（ -0.560 ）があるため、多重共線性の疑いは無視できない。しかし、符号に変化はなく、数量も十全に大きいためこのモデルを採用した。

分析結果を t 値の絶対値から確認すると、立候補者当選率、合併前人口シェア、人口シェア基準選挙区議席倍率、人口シェア基準立候補者倍率、定数削減率、定数特例の順番に有意である。これらの変数をコントロールした場合は、予め確認した単回帰段階では有意であった首長当選者数の効果は無くなる。

なお、あらかじめ予想した符号の向きと異なっているのは、人口シェア基準立候補者倍率と、人口シェア基準選挙区議席倍率（ $\equiv$ 合併特例）の2つである。前者については、候補者調整に失敗するほど候補を立てると、かえって残存率が上がる、という含意になる。ただし、人口シェアを説明変数から外すと、この符号は逆転する。あくまでも人口シェアをコントロールした場合に出て来る傾向である。

一方、合併特例の効果である人口シェア基準選挙区議席倍率の意味するところは、倍率が低い（ $\equiv$ 合併特例が弱い）ほど当選しやすい、という図式になる。これは、実は人口シェア基準選挙区議席倍率の形状の問題である。

図表Ⅱ－3－3 人口シェア基準選挙区議席倍率と合併前人口シェアの散布図



図表Ⅱ－3－3の形状から想定できるように、人口シェア基準選挙区議席倍率は、合併前人口シェアの逆数に対して強い相関が見られる⁷。この図を見れば明らかであるが、町村人口が新市人口7%を超えると、人口シェア基準選挙区議席倍率は1を下回る。約めていえば、合併特例は、合併前人口シェアの極めて小さい町村にのみその恩恵が得られる仕組みであったのである。より端的に言えば、「極弱い地域」のみを救済はするものの、「弱い地域」にはまったくその恩恵を与えていない制度だったのである。

③ 第2回選挙結果の分析

次いで、第2回選挙結果における残存率の分析に移るが、その前に、第1回選挙と第2回選挙における変数の記述統計量の差異のうち、目立つものにつき確認しておこう。

まず、残存率の最大値および平均値が第1回と比べ減少している。第1回では最大値0.8、平均値0.34だったものが、第2回では、最大値0.55、平均値0.22となっている。残存率の減少は、合併後の初回選挙に当選した議員が引退したと想定されるものに加え、定数特例の解除により定数の削減がさらに進んだためと考えられる（合併特例法第6条第1項により、定数特例の適用は初回選挙に限られる）。なお、第1回選挙で定数特例を設置していた自治体における、第2回議会議員選挙における定数減少率平均は30.4%であり、定数特例を置いていない自

治体の定数減少率平均は 15.4%である。なお、合併前と比較すると、定数は平均で 65.2%削減されている。

一方で、立候補者当選率平均を見ると、第 1 回の 0.693 から第 2 回は 0.84 に上昇している。第 1 回に比べ候補者を予め絞り込む傾向が見られると言えよう。なお、選挙区度数は 24 となり、第 1 回 (168) に比べ大幅に減少している。人口シェア基準選挙区議席倍率は、第 1 回選挙では最大値 3.55、分散が 0.24 であったのに対し、第 2 回選挙では最大値が 2.0、分散が 0.094 にまで減少している。選挙区度数の 24 に象徴されるように、もはや選挙区は残存率になんらの影響も与え得ない変数となった⁸のである。

以上から、第 2 回選挙については議員定数、選挙区とも大幅に減少した、という結果が導かれる。このような環境変化を前提にした上で、残存率を被説明変数とする重回帰分析を確認しよう。

重回帰分析を行った結果、統計上有意となったのは、合併前人口シェア、立候補者当選率 (第 2 回)、定数削減率 (第 2 回・対合併前) の 3 つである。符号の含意は第 1 回選挙と変化したものは無い。定数特例廃止効果の代理変数として用いた定数削減率 (第 2 回・対第 1 回) は、立候補者当選率 (第 2 回) の有意性にかき消されている。

図表Ⅱ-3-4 重回帰分析結果 (合併後第 2 回目選挙)

	係数	t 値
(定数)	9.262	2.362
定数削減率 (第二回・対合併前)	-12.213	-2.347
定数削減率 (第二回・対第一回)	-0.810	-0.175
立候補者当選率 (第二回)	15.966	10.364
合併前人口シェア	29.974	10.298
首長当選者数 (第二回)	-3.532	-1.460
自由度調整済み決定係数	0.470	

言い換えれば、ほぼ合併前人口シェアと立候補者当選率 (絞り込み率) のふたつで第 2 回選挙を説明することができる。ただし、この決定係数に見られるように、第 1 回選挙ほど説明力のある数式ではない。

これは、残存率という指標の性質にも由来している。つまり、旧議会議員は、デモグラフィックな要因とは別に、年齢などの理由により退職してしまうからで

ある。第1回選挙ではほぼ地域代表率を代替した残存率は、第2回選挙になるとその効果を失ってしまう。その場合は、限定的な資料を元としても、地域代表率自体を算出して分析を行うほうが有益となると考えられる。

(5) 地域代表率

地域代表率は、「新市における旧町村在住別の議員数／定数」で表す。この値は、「合併後の新市議会において、旧町村からどれだけの公的代表者が送りこまれているか」という意味である。一方、地域代表倍率は「地域代表率／合併前人口シェア」で表す。これは、「代表者数が人口シェアから見て大きいのか、小さいか」という含意がある。

この数値を求めるには、新市議会において旧町村単位で議員の住所を把握しなければならない。本節冒頭で述べたように、資料上の制約が著しいために試論の域を出ないが、都道府県選挙管理委員会資料に住所が存在した議員のデータと、インターネット上の最新議会資料等を用いてデータベース化し、使用している。

以下、記述統計から確認していこう。まず、地域代表率の度数は第1回目が103、第2回目が88である。これは先述の通り、もっぱら資料欠損のためである。

立候補者当選率平均は第1回で0.718、第2回で0.868となっている。なお、第1回選挙では33の市が選挙区を設置しており、人口シェア基準選挙区議席倍率は最大で3.417、分散0.274となったが、第2回選挙で選挙区を設定した市は存在しなかった。

その上で地域代表倍率（地域代表率／合併前人口シェア）を見ると、第1回では最大値341.7、分散1474.7となっているのに対し、第2回では最大184.6、分散871.1となっている。つまり、第2回選挙では人口シェアに比べて地域代表をより多く送りこむことに成功している旧町村は減少し、その幅もより狭くなっていることが分かる。

最後に、この母集団に対し、これまで残存率として分析対象としていた旧議会議員率（旧議会議員出身者数／新議会議員定数）の比率を確認すると、第1回では0.849に対し、第2回では0.696となっている。

図表Ⅱ－3－5 地域代表率を被説明変数とする重回帰分析

	地域代表率(第一回)		地域代表率(第二回)	
	係数	t値	係数	t値
定数項	-8.675	-4.140	2.705	1.922
合併前人口シェア	80.874	28.826	84.345	20.503
立候補者当選率(第一回)	19.850	6.699		
立候補者当選率(第二回)				
自由度調整済み決定係数	0.919		0.859	
N	96		71	

地域代表倍率を被説明変数とする重回帰分析では、第1回、第2回とも「合併前人口シェア」によって大半が説明可能である。なお、第1回は立候補者当選率が有意となったが、第2回ではステップ・ワイズ法により除去された。除去された際のt値は1.453である。

図表Ⅱ-3-6 地域代表倍率を被説明変数とする重回帰分析

	地域代表倍率(第一回)		地域代表倍率(第二回)	
	係数	t値	係数	t値
(定数)	80.895	4.033	57.124	3.363
立候補者当選率(第一回)	108.069	5.654		
合併前議会議員率(第一回)	-16.234	-0.895		
立候補者当選率(第二回)			46.507	2.457
合併前議会議員率(第二回)			26.263	1.958
合併前人口シェア	-119.223	-6.585	-39.938	-2.258
自由度調整済決定係数	0.373		0.182	
N	96		71	

地域代表倍率を被説明変数とする重回帰分析では、第1回の決定係数は0.373となるが、合併前人口シェア、立候補者当選率(第1回)が有意で、合併前議会議員率(第1回)は有意ではないことがわかる。また、合併前人口シェアがマイナスに相関している。これは、選挙区設置の影響が大きいと考えられる。

次に、第2回の決定係数は0.182と大幅に低下する。符号に変化はないが、選挙区設置の影響がなくなったため、合併前人口シェアの係数およびt値は大幅に減少している。同様に、立候補者当選率(第2回)の効果も大幅に減少した。

一方、議員率のt値は上昇し、緩い有意性が認められるようになり、符号も逆転している。この含意は、選挙区効果がなくなったため、合併前人口シェアの弱い旧町村地域が新人を送り出せなくなり、その分、残存していた旧議会議員の影響力が強まった、という解釈が可能である。ただしt値も決定係数も弱いので、暫定的な仮説に留まる。

(6) 小括

本節においては、市町村合併が議会議員選挙の結果に与えた影響について、市制施行市における旧町村議会議員および旧町村首長の動向に着目して旧町村議会議員の残存率の決定要因を分析した後、新市議会議員の住所地に着目して地域代表率の決定要因を分析した。その結果、以下の結論が得られた。

第1に、合併によって合併後の第1回選挙で議員総数は削減されたが、第2回選挙ではこれがさらに削減された。直接的には、定数特例廃止の影響のためである。党派の影響は強まったが、これは組織政党によるものである。立候補者および当選者の年齢は、第1回選挙で低下したが、絞り込みが強まった第2回では回

帰した。また、性別では女性比率にごく若干の上昇が見られた。

第2に、第1回の議員残存率は合併前人口シェア、立候補者当選率、定数削減率、人口シェア基準選挙区議席倍率、および定数特例によって説明された。第2回になると人口シェア基準選挙区議席倍率、定数特例の効果は失われた。

第3に、限定的なデータベースではあるが、地域代表率、地域代表倍率を算定して回帰分析を行った。その結果、地域代表率はほぼ合併前人口シェアに比例していた。一方で、地域代表倍率に関しては、合併後第1回選挙では選挙区などの効果により合併前人口シェアの少ない旧町村地域に相対的に有利な結果となったが、第2回ではその効果は大幅に減少していた。

以上のことから、合併後の地域政治構造において、定数特例、選挙区などの合併特例の効果は、合併後第1回議会選挙のみに若干の影響を与えたものの、それは大きなものではなく、合併後第2回選挙に至ってはその影響すらも失われた。すなわち、合併後における新市議会議員の構成をみると、周辺部からの代表者は減少しているといえる。これは当初から合併の反対派にとって予想されていた結果でもある。

第3節 市長選挙結果

(1) 問題の所在および先行研究の整理

新市議会議員においては、特例の消滅以降には、ほぼ合併前の住民構成が反映されることが明らかとなった。これは、周辺住民が地域の声を新市に反映するパイプを細められたことを意味する。

一方、首長選挙は当選者が1人である以上、政党間対立をひとまず脇に置くならば、中心地域対周辺地区という対立構造を描きやすくなる。この点について、選挙対立構造の類型化により、合併後の政治構造の変化を捉えようとした河村和徳の研究⁹が挙げられる。まず、河村は、合併後の初代市長選挙における候補者の「前職」に着目し、旧自治体の首長経験者同士が立候補し相争う構図が多く、旧市長対旧町長が対決する場合に旧市長が必ずしも勝利していないことを指摘したのである。

こうした合併後の首長選挙の傾向について、①合併前の中心自治体内の対立構造が反映され、周辺部（旧町村）へと波及するモデルと、②中心自治体とそれ以外の自治体の対立（「中心地」対「周辺連合」）というモデルの2つのパターンを予見している。

ただし、河村が予見しているモデルを実証することはできない。選挙管理委員会は首長選挙について地域単位で得票数の集計を行っていない。このため、どの候補がどの地区からどれだけの票を集めたのか、という点について客観的な資料から明らかにすることができない。一方、①のモデルのメリットは、中心地区が

ら選挙区に2人以上の候補者が現れるパターンを予見したことにあると考えられる。

また、首長研究において有益なデータを提供している地方自治総合研究所『首長データベース』は、当選者の属性にのみ着目しており、落選者がどのような属性であったのか、という点を把握していないという欠点がある。市町村合併に伴う地域政治構造の再編をみる上で肝要な点は、前職者にとってそのポストが大幅に減少するという点である。したがって、「どのような候補者が当落選したのか」という点を分析することも重要となる。

（２）本節の課題および方法

以上の整理から、本節は以下のような手順により合併後の首長選挙を分析する。

まず、データベースの収集・整理である。市制施行市132市の首長選挙について、各都道府県および市町村選挙管理委員会から提供されたデータとこれを補完するために地域新聞等の資料を用いて、首長選挙データベースを作成した。データベースでは、当選者だけでなく落選者を含め、首長選挙候補者の前職、出身地域など入手可能データをできる限り収集、整理しており、どのような属性（前職、出身地域）の候補者が当選、あるいは落選したかを分析することを可能としている。

このデータベースのもう1つの利点は、議会議員と同じように、合併後第1回の選挙のみならず、第2回の選挙までも包括している点である。このため、合併による政治構造の変化をより長期的な射程から把握することが可能となる。

このデータベースにもとづき、首長の属性、つまり前職および出身地域の双方から選挙結果の特性について分析を試みる。まず首長の前職について分析を試み、次に選挙対立構造が選挙結果にどのように反映したのかを確認する。また、このような対立構造が形成される合併市の特性はどのようなものだろうか、という点を同時に分析する。

なお、本節で「中心」という場合は、もっぱら人口に着目する。つまり、新市において、合併前町村別の人口構成のうち、最も高い町村を「中心地域」とし、そうでない場合を「周辺地域」とする。

（３）選挙結果の分析

① 属性別分析

図表Ⅱ－３－７は、合併後第1回選挙、および第2回選挙について、属性別の首長選立候補者数および当選者数をまとめたものである。

図表Ⅱ－3－7 属性別立候補者数および当選者数（第1回・第2回選挙）

<第1回目選挙>

	合併前 首長	元首長	町村議員	町村公務員	県議会・ 国会議員	県公務員・ 国家公務員	その他	計
立候補者数	176	4	39	12	24	8	31	294
当選者数	93	2	7	7	14	6	3	132
当選率	52.8%	50.0%	17.9%	58.3%	58.3%	75.0%	9.7%	—
カテゴリー別 当選者シェア	70.5%	1.5%	5.3%	5.3%	10.6%	4.5%	2.3%	100.0%

<第2回目選挙>

	合併前 首長	元首長	市議会議員	市公務員	県議会・ 国会議員	県公務員・ 国家公務員	その他	計
立候補者数	82	2	55	30	25	17	30	241
当選数	51	1	16	16	21	15	8	128
当選率	62.2%	50.0%	29.1%	53.3%	84.0%	88.2%	26.7%	—
カテゴリー別 当選シェア	39.8%	0.8%	12.5%	12.5%	16.4%	11.7%	6.3%	100.0%

まず、第1回選挙と第2回選挙の当選率を把握しておこう。第1回選挙では立候補者数294に対し、当選者数132となり、倍率2.22倍となっている。一方、第2回選挙においては、241人の立候補者に対し、当選者は128人¹⁰となり、倍率は1.88倍となっている。つまり、第1回選挙の激戦ぶりが際立っている。

第1回選挙においては、合併前首長の立候補者数は176（立候補者総数294に対し59.8%）と他を圧している。さらに、当選者は93を数え、合併前首長のカテゴリー別当選者シェアは70.5%に達していた。第1回選挙は、河村が予見したモデルのように首長間対立（あるいは一本化の失敗による潰し合い）を描きやすい選挙だったと言えよう。

一方、第2回選挙においては、合併前首長の立候補者数は82（立候補者総数241に対し34.0%）と劇的に減少している。当選率こそ高まったものの、合併前首長のカテゴリー別当選者シェアは39.8%にまで減少した。これに対し、県議会議員・国会議員および県公務員・国家公務員のシェアを合算すると、第1回選挙では15.1%に過ぎなかったのに対し、第2回選挙では28.1%と大幅に増加している。同じくシェアを増やした市議会議員、市公務員に比べ、当選率が圧倒的に高い。

以上の概観から、第2回選挙は、第1回選挙に比較し、前職の属性が劇的に変容したことがわかる。特に、県議会議員・国会議員および県公務員・国家公務員といった中央政府、都道府県の公職者からの転身が目立つ。

このような変化をもたらした要因はなんだろうか。まず、図表Ⅱ－3－8を掲げる。

図表Ⅱ－３－８ 前職別にみた合併後初代市長の第２回選挙への対応動向

		再選			落選	不出馬	計
		無投票	投票有り				
初 回 選 挙 時 の 前 職	合併前首長	41 45.6%	21 23.3%	20 22.2%	17 18.9%	32 35.6%	90 100.0%
	元首長	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
	町村議	3 42.9%	2 28.6%	1 14.3%	3 42.9%	1 14.3%	7 100.0%
	町村公務員	5 83.3%	4 66.7%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	6 100.0%
	県議会・ 国会議員	11 78.6%	7 50.0%	4 28.6%	2 14.3%	1 7.1%	14 100.0%
	県公務員・ 国家公務員	6 100.0%	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
	その他	3 100.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
	計	70 54.7%	39 30.5%	31 24.2%	24 18.8%	34 26.6%	128 100.0%

図表Ⅱ－３－８は合併後初代市長が、第２回選挙にあたってどのような態度表明（出馬、不出馬）をしたか、また出馬した場合の結果（当選、落選）について示したものである。この表から、興味深い傾向をみることができる。まず、第１回選挙で当選した市長のうち、合併前市長の再選が４５．６％と極めて不安定なのである。特に、出馬を見送った３４のケースのうち、３２のケースは合併前首長に集中しているのである。同じく町村議が首長に就いた場合でも、再選は不安定であるが、出馬後落選の確率が高くなっている。つまり、合併前首長の不出馬傾向は顕著である。

合併前首長の不出馬率の高さに関しては、合併当初から「１期のみで退任」という約束事で就任した可能性があったことが想定される。新市の円滑な行政運営を進め、合併後の地域間対立を避けるためにも、合併前首長のうち最もベテラン（最古参）の首長が、本人の意思あるいは周囲からの要請により初代市長に就任することがある。こうした市長の多くが第２回目選挙では不出馬と決断した可能性が高い。例えば、山梨県南アルプス市の第１回目選挙では、ベテラン町長で法定合併協議会副会長でもあった旧櫛形町長の石川豊が、旧八田村長以外の旧４町村長の支持を受け当選したが、当初から１期限りと表明し就任している。不出馬市長の平均年齢は７０．２歳と、出馬した市長の６２．３歳と比較して８歳近く高く、統計上も差異が確認できる。つまり、事例分析で見られた傾向が統計的にも支持できると言えよう。

一方、県議会議員・国会議員や県公務員・国家公務員は、第２回の選挙においても再選されている。特に無投票再選の比率の高さは旧町村の首長、議員出身者とはまったく対照的である。

まとめて言えば、旧町村の首長、議員出身者においては再選不安定性が顕著に見られるのに対し、中央政府、都道府県の公職者の再選は極めて安定的な傾向がみてとれる。

② 地域別分析

首長候補者および当選者の属性について、注目に値するもう1つの点が、合併前の出身地域である。端的に言えば、中心地域の出身なのか、周辺地域の出身なのかである。この点が、市町村合併の首長選挙を分析する点において中心的な論点となり得ることはすでに述べた通りである。そこで、次のような対立構造を想定する。

まず、立候補者の地理的属性に着目して、①合併前町村の中心地域出身者、②合併前町村の周辺地域出身者、③それ以外の出身者に区分する。なお、候補者および当選者の地域属性については、その他属性者も含めて可能な限り追跡を試みている。しかし、公職の前・元職を有さない、純粋な「その他」候補の当選は第1回選挙ではわずか3名、第2回選挙でも8名に過ぎない。となると、①、②はほぼ合併前町村の公職者（首長、議員および公務員）であり、③はほぼ合併前町村の公職者以外の立候補者とみなすことができる。

次に、①における候補者の数から類型を3つに区分する。第1に中心地に候補者が複数¹¹いるケース、第2に、中心地の候補者が単一のケース、第3に、中心地から候補者が出ないケースである。

第3のケースは、中心地域から候補者が当選しないことはすでに確定する。これに対して第1、第2のケースでは、中心地の候補者に対して「それ以外」、つまり、②、③の候補者が対抗馬として立候補するケースがありえる。ここから、図のような選挙対抗図に区分することができる。

図表Ⅱ-3-9 中心地立候補者に着目した類型

類型	旧市町村出身者候補		その他候補
	中心地域出身者	周辺地域出身者	
I 中心地間対立＋地域間対立	複数候補		候補者あり
II 中心地間対立			なし
III 地域間対立	単独候補		候補者あり
IV 中心地無投票当選			なし
V 非中心地	候補者なし		

この区分のうち、IVは、中心地候補者が無投票で当選することを意味する。反対に、Vは中心地の候補がそもそも存在しない。IIIは典型的な地域間対立（中心地対周辺連合）モデルが想定される¹²。一方、IIは中心地の候補のみが対立する図である。最後に、Iは、中心地の候補が一本化に失敗し、さらにそれ以外の候補が立候補する、というやや複雑な構図になる。

この構図を、「中心地対それ以外」というメルクマールに着目してもう少し整理する。Ⅳ（中心地無投票当選）は、必ず中心地が勝つ。次に、Ⅱ（中心地間対立）も、概念上当然中心地の候補が当選する。つまり、中心地以外の候補が当選する可能性があるのは、Ⅰ（中心地複数＋地域間対立）と、Ⅲ（地域間対立）となる。なお、Ⅴ（非中心地）は定義から当然非中心地候補が勝つ。以上の整理から、Ⅳ、Ⅱ、Ⅰ、Ⅲ、Ⅴという順番に並べ直した上で、この構図別に選挙数（新市数）、当選者の属性区分および構図別の中心地域人口シェア、合併町村数平均を第 1 回、第 2 回選挙ごとに集計したのが図表Ⅱ－3－10 である。

図表Ⅱ－3－10 選挙構図別選挙数、当選者属性区分および中心地域人口シェア、合併町村数平均

カテゴリー区分	合併後第1回選挙					
	新市数	当選者の属性別区分			カテゴリー別人口1位シェア平均	合併町村数平均
		旧町村公職者		旧町村公職者以外		
Ⅳ 中心地無投票当選	16	16	－	－	0.560	3.31
Ⅱ 中心地間対立	11	11	0	0	0.615	2.82
Ⅰ 中心地間＋地域間	13	11	1	1	0.567	3.08
Ⅲ 地域間対立	69	34	23	12	0.459	3.91
Ⅴ 非中心地	22	－	12	10	0.355	5.32
合計	131	72	36	23		

カテゴリー区分	合併後第2回選挙						
	新市数	当選者の属性別区分			カテゴリー別人口1位シェア平均	合併町村数平均	(参考)2位町村人口／1位町村人口平均
		旧町村公職者		旧町村公職者以外			
Ⅳ 中心地無投票当選	20	20	－	－	0.571	3.10	0.51
Ⅱ 中心地間対立	15	15	0	0	0.559	3.47	0.54
Ⅰ 中心地間＋地域間	11	4	5	2	0.490	4.00	0.56
Ⅲ 地域間対立	34	14	7	13	0.476	3.85	0.65
Ⅴ 非中心地	47	－	15	32	0.416	4.35	0.72
合計	127	53	27	47			

（注）篠山市は 1999 年に合併しており、2000 年国勢調査では人口構成が判明しないため除いてある。

まず、当選者の属性区分をみてみよう。第 1 回目の選挙においては、131 市のうち、中心地候補の当選が 72（54.9％）に達している。次いで、周辺地候補も 36（27.4％）の当選を得ている。つまり、旧町村公職者で新市長の 82.4％を占め

たのである。

一方、第2回選挙を見ると、この構図は劇的に変わっている。127市のうち、中心地候補はかろうじて首位を確保したが、その当選者数は53(41.7%)に過ぎない。一方、中心地の減少を埋めたのは、同じく比率を下げた周辺地27(21.2%)ではない。新市長当選の美酒を味わったのは、実に47(37.0%)と倍増した旧町村公職者以外の候補、つまり「よその候補」である。

なぜ、このようなことになったのだろうか。これを知る1つの手掛かりがカテゴリー別の分類である。

第1回目の選挙からみていこう。最初に目につくのは、地域間対立モデル(Ⅲ)が69(52.6%)と他を圧して多かったという点である。このモデルは、中心地の人口シェアがⅣ、Ⅱ、Ⅰに比べて相対的に少なく、かつ合併町村が多い地域によく見られることが分かる。そして、このモデルでは、中心地の候補は34と、49.2%の勝率に留まっている。

同じく他の候補が出たⅠをみると、中心地の人口シェアが高く、合併町村数は少なく、そして中心地候補が圧勝(84.6%)としている。つまり、中心地に複数の候補が出る、というのは、それだけ中心地が内紛にかまける余裕があることを示していたともいえる。

第2回の選挙では、劇的に様相が変わる。最も多かったのは、Ⅴ、つまり、中心地域から候補者が出ないケース(47、37.0%)である。このケースが、中心地の人口シェアが少ない場合に多く見られる点は第1回と同じである。そして、このⅤのケースにおいて勝利したのは、旧町村公職者以外の候補(32、68.0%)である。つまり、中心市候補が立候補しなかったケースにおいて、旧町村公職者以外の候補者が集中的に勝利している。なお、Ⅰのケースにおいても、中心地の候補者は大幅に負け越している。

この変容を別の側面からみてみよう。第1回選挙に勝利した市長のうち、再出馬を取りやめたケースが34存在し、それがほぼ合併前町村長に集中している点については前節で述べた。そこで、再出馬ケースと、不出馬ケースに分けて、第1回選挙結果と第2回選挙結果の地域属性について確認した表Ⅱ-3-11を掲げる。

図表Ⅱ－3－11 第1回選挙当選者再出馬ケースおよび不出馬ケースの当選地域属性比較

第1回選挙当選者が再出馬したケース

第1回選挙		第2回選挙		小計	(参考)出身構成同一比率	
		旧町村以外	旧町村			
			中心地			周辺地
旧町村以外		21	1	0	22	0.955
旧町村	中心地	4	37	6	47	0.787
	周辺地	4	4	16	24	0.667

第1回選挙当選者が不出馬のケース

第1回選挙		第2回選挙		小計	(参考)出身構成同一比率
		旧町村以外	旧町村		
			中心地		
旧町村以外		0	0	1	0.000
旧町村	中心地	14	8	24	0.333
	周辺地	4	3	9	0.222

第1回選挙当選者が再出馬したケースでは、周辺地の候補者が66.7%と少し低いものの、概ね前回の選挙結果を維持している。これは現職の強さを現わしたものと解釈できる。

ところが、不出馬ケースにおいては、中心地、周辺地とも同一カテゴリーからの再選率が大幅に減少している（中心地33.3%、周辺地22.2%）。

特に、第1回選挙において、合併前地域から当選者を出した地域の候補者が出馬を取りやめた24ケースの場合、その後がまに入ったのが旧町村以外の候補者（14ケース）だった点は象徴的である。

図表Ⅱ－3－10と図表Ⅱ－3－11をあわせて検討すれば、第1回選挙においては、旧町村のうち、中心地の候補者の当選が多く見られた。しかし、その多くが1期のみでの当選を予定しており、高齢などを理由に引退する傾向が多く見られた。第2回の選挙においては、その後任として、周辺地ではなく、旧町村以外の候補者が当選する傾向が見られたと言えるだろう。

（4）小括

本節は合併後市長選挙のうち、132の市制施行市について、市長の属性および選挙構図を意識しつつ分析を行った。その結果は概ね以下のようにまとめることができる。

第1に、第1回選挙においては、前職では合併前の首長で、出身地域では中心地の首長がより多く当選する傾向が見られた。議会選挙とほぼ同様の傾向とすることができる。

第2に、第2回選挙においても、第1回選挙と同様の傾向は見られる。ただし、それに加えて、前職では県議会議員・国会議員や県公務員・国家公務員など中央

政府、都道府県の公職者がより多く当選した。これは、出身地域別で見た「合併前町村旧公職者以外」の候補者の当選増加傾向と符合している。

第3に、この政治変動をもたらした要因として、第1回選挙を勝ち抜いた市長のうち、次回選挙を見送った市長が多く見られた点と、まさにこの後がまを狙う選挙において中央政府や都道府県出身の候補者が多く勝利する傾向が見られた。

このような帰結になぜいたったのだろうか。その1つの要因は、次節で検討する市町村合併期における都道府県議会が置かれていた環境変化に起因すると考えられる。予め結論を先取りして言えば、都道府県議会における定数削減により、都道府県議員が合併後市長に転じたケースが存在すると推定されるのである。

第4節 都道府県議会議員選挙区と市町村合併

都道府県議会議員選挙区の区割りとは、郡市の区域によることが原則である（公職選挙法15条1項）。なお、特別区・政令指定都市の区は市と同格であり（公職選挙法266条1項・269条1項）、都の支庁・道の支庁は郡と同格である（公職選挙法271条1項）。

ただし、この原則には、いくつかの例外がある。第1に、郡市の人口が当該都道府県の議員1人あたり人口の半数未満の場合は、隣接する郡市と選挙区を統合しなければならない（強制合区）（公職選挙法15条2項）。第2に、郡市の人口が当該都道府県の議員1人あたり人口の半数以上であっても、議員1人あたり人口を下回る場合は、隣接する郡市と選挙区を統合することができる（任意合区）（公職選挙法15条3項）。第3に、郡市が2つ以上の区域に分断されている場合は、各区域を郡市とみなすことができる（公職選挙法15条4項・5項）。第4に、第4に、1966年1月1日時点で存在していた選挙区については、その人口が当該都道府県の議員1人あたり人口の半数未満となった場合も、当分の間、選挙区を維持することができる（公職選挙法271条2項）。

市町村合併により郡市の区域が変更されれば、以上の原則および例外に従い、都道府県議会議員選挙区の区割りも変更される。合併が必ず選挙区の拡大をもたらすわけではない。郡選挙区の一部の区域が市選挙区として独立するなど、合併に伴い選挙区が分割される場合もある。さらに、後述するように、旧合併特例法および合併新法は都道府県議会議員選挙区に関しても特例を認めており、合併が選挙区の区割りに与える影響は一様ではない。

では、「平成の市町村合併」期の都道府県議会議員選挙区および定数の全国的な変動状況は、いかなるものであったか。図表Ⅱ-3-12は、1999年・2003年・2007年・2011年の一般選挙（統一地方選挙）¹³における選挙区数および議員定数の全国集計結果である。「平成の市町村合併」のピークは2004～2006年であるが、その前後の2003年一般選挙と2007年一般選挙とを比較すると、1人区（小

選挙区)の数が減少しており、議員定数が減少しているにもかかわらず、選挙区の規模(1選挙区あたり定数)は拡大傾向にあることがわかる。

図表Ⅱ-3-12 都道府県議会議員選挙区および定数の全国的な変動状況

	1人区	2人区	3人区	4人区	5人区	6人区	7人区	8人区	9人区	10人区	11人以上区	選挙区数(全国計)	議員定数(全国計)	1選挙区あたり定数(平均)
1999年	524	369	177	67	37	16	10	10	8	9	19	1246	2910	2.34
2003年	547	363	175	67	33	13	9	12	9	7	19	1254	2874	2.29
2007年	470	350	149	77	39	16	12	8	6	8	21	1156	2784	2.41
2011年	461	343	146	80	37	18	10	8	6	7	21	1137	2735	2.41

旧合併特例法および合併新法は、都道府県議会議員選挙区に関する2種類の特例を認めている。第1の特例は、市町村合併により郡市の区域に変更が生じて、都道府県議会議員選挙区の区割り変更を次々回の一般選挙まで先送りすることができるというものである(旧合併特例法15条1項/合併新法21条1項)。第2の特例は、合併市町村が合併前に属していた各選挙区を合わせて1つの選挙区を設けることができ、その定数は旧選挙区の定数を単純に合算するというものである(旧合併特例法15条1項・2項/合併新法21条1項・2項)。

2003年一般選挙では茨城県¹⁴・山梨県・静岡県・広島県・福岡県の5県が、2007年一般選挙では福島県・茨城県¹⁵・栃木県・神奈川県・石川県・福井県・愛知県・京都府・兵庫県・福岡県の10県が、2011年一般選挙では岩手県・埼玉県・愛知県・熊本県の4県が、それぞれ合併特例を適用している。「平成の市町村合併」のピークの直後である2007年一般選挙においても、特例を用いた都道府県は少数派であったことがわかる。

以下では、都道府県議会議員選挙区の合併特例の実態を見るために、兵庫県姫路市の事例を取り上げる。2006年3月27日、姫路市は、神崎郡香寺町・宍粟郡安富町・飾磨郡家島町・同郡夢前町を編入した。直近の一般選挙である2003年兵庫県議会議員選挙は、姫路市(定数8)、飾磨郡(定数1/家島町・夢前町)、神崎郡(定数1/神崎町・市川町・福崎町・香寺町・大河内町)、宍粟郡(定数1/山崎町・安富町・一宮町・波賀町・千種町)の各選挙区により行われていた。合併後の2007年兵庫県議会議員選挙は、公職選挙法の原則に従えば、姫路市(旧

家島町・旧夢前町・旧香寺町・旧安富町の区域を含む)、宍粟市(旧宍粟郡 5 町のうち旧安富町を除く 4 町が合併)、神崎郡(市川町・福崎町・神河町¹⁶⁾)という選挙区になるはずであったが、実際には、姫路市(定数 8/旧香寺町・旧安富町の区域を含む)、宍粟市(定数 1)、飾磨郡(定数 1/旧家島町・旧夢前町)、神崎郡(定数 1)の各選挙区により行われた。姫路市と合併した 4 町のうち、旧飾磨郡 2 町の区域に対してのみ、合併特例が適用されたのである。

このような扱いがなされたのは、原則通りに選挙区の区割りを変更した場合、神崎郡選挙区・宍粟郡選挙区は境界の変更だけで済むのに対し、飾磨郡選挙区は消滅することになり、影響が大きかったからだと考えられる。また、家島町は離島(家島諸島)の町であり、町長および町議会議員からは、引き続き飾磨郡から県議会議員が選出できるよう、合併特例の適用を求める要望書が提出されていた¹⁷⁾。合併特例の 2 町の区域のみへの適用を提案したのは自民党および公明党であるが、自民党議員は、賛成討論において、「家島町の住民は合併に対する期待とともに、ある種の不安を抱えています。それは、町の基幹産業である海運業の落ち込みに対する不安であり、また合併後の姫路市にとって家島地域は南端に位置する一地域にすぎないことから、離島振興という特殊な行政課題さえも顧みられることがなく、県政から置き去りにされ、地域が衰退してしまうのではないかという不安があります。このため、せめて市町合併の影響が落ちつき、家島地域の住民の不安が払拭されるまでの間、激変緩和措置として合併特例〔中略〕を適用し、現在の飾磨郡選挙区を維持することにより、地元の事情に精通した飾磨郡選出の県議会議員の確保を図ることが最も適切であると考えますからであります」¹⁸⁾と述べている。これに対して、共産党議員は、「有権者である県民の視点で見れば、現職議員を救済するために公選法の本則の適用を外すことを目的とした党利党略であり、議員個人の 4 年間を保障するための個利個略と映ることは避けられない」¹⁹⁾と批判した。もっとも、実際には、飾磨郡選挙区選出の議員は引退し、2007 年の選挙では新人が当選した。

合併特例終了後の 2011 年兵庫県議会議員選挙では、飾磨郡選挙区が消滅した。旧家島町・旧夢前町・旧香寺町・旧安富町の区域を含む新たな姫路市選挙区の定数は、これまでと変わらず 8 であり、実質的に 1 減となった。そして、旧飾磨郡在住者は立候補することすらなかったのである。

第 5 節 結語

本章の分析から明らかになった市町村合併における地域政治構造の変化は以下のようにまとめられる。

第 1 に、市町村合併においては、合併前人口シェアの少ない地域から政治家が選出されずに終わり、地域の声が反映されないことが懸念されていた。これに対

応するため、議会議員選挙においては選挙区設置などの合併特例や定数特例などの諸制度を整備した。しかし、本章の分析では、合併後第1回の新市議会議員選挙において、選挙区などの合併特例は極めて人口の弱い地域を有利にするのみに留まり、しかも第2回ではその効果はほぼ消滅した。この結果、合併後の議会議員の地域属性はほぼ合併前人口シェアに比例するようになった。

第2に、首長選について前職属性をみると、第1回選挙においては合併前首長が圧倒的多数を占めていたのに対し、第2回選挙においては大幅に減少した。合併前首長比率の減少は、主に高齢などの理由による不出馬によるものである。代わってシェアを増やしたのは、県議会議員・国会議員や県公務員・国家公務員など中央政府、都道府県の公職者であった。一方、出身地域属性をみると、第1回選挙では合併前人口シェアが首位の自治体が多数の当選者を輩出していたのに対し、第2回選挙ではその傾向が大幅に薄まった。そして、この地位を襲ったのは少数連合ではなく、合併前旧市町村以外の候補者であった。この傾向は、特に第1回選挙当選首長が次回選挙において不出馬の態度表明を行った市で顕著に現れていた。

第3に、以上のような傾向を後押ししたのは、都道府県議会における議席総数の減少である。1999年に2,910を数えた議員定数は、2011年に2,735まで減少した。また、合併による市町村領域の変化は、都道府県議会の選挙区構成を大きく変容させた。減少した選挙区(109)のうち、特に、1人区の減少(63)が大宗を占めた。なお、激変緩和のために用いられていた都道府県議会議員選挙区の合併特例を行使した事例は少なかった。

¹ 総務省自治行政局合併推進課『「平成の合併」について』2010年、19頁。

² 今井照「「平成の大合併」と自治体選挙——選挙、解職請求・不信任・解散等の動向」辻山幸宣・今井照・牛山久仁彦編『自治体選挙の30年——『全国首長名』のデータを読む』公人社、2007年。

³ 今井、前掲、146・147頁。

⁴ 分散分析を行った歳のp値は0.000となった。

⁵ 例えば人口2,000未満の町村の定数上限は12人、人口2,000以上5,000未満の町村は14人である一方、人口5万未満の市および人口2万未満の町村は26人、人口5万以上10万未満の市は30人である。

⁶ なお、ここで列挙した変数の他に、合併後における議会選挙の特徴を捉える指数として、「旧議会別立候補者数/旧議会定数」、「旧議員立候補者総数/新議会定数」、「合併自治体数」を検討したが、相関分析およびVIF(Variance Inflation Factor)検定の結果を考慮し、重回帰分析からは外すこととした。

⁷ 人口シェア基準選挙区議席倍率 $=0.42/\text{合併前人口シェア}+0.771$ ($R^2=0.796$)となる。

⁸ 第2回選挙において、選挙区設置自治体に限定し、第1回選挙時と同じ変数を投入し重回帰分析を行ったが、選挙区の効果を見出すことはできなかった。

⁹ 河村和徳『市町村合併をめぐる政治意識と地方選挙』木鐸社、2010年、107-119頁。

¹⁰ 合併後第2回選挙が行われていない市は4つである。

-
- ¹¹ なお、中心地から候補者が複数出るケースの概念化は、河村、前掲にヒントを得た。
- ¹² 厳密に言えば周辺地の一本化調整失敗から複数の候補が出るケースや、周辺地＋その他候補が出て来るケースもある。この類型はあくまで簡略化のための便宜である。
- ¹³ 統一地方選挙の日程から外れている3都県については、それぞれ下記の時点の選挙区および定数による。茨城県：1998年・2002年・2006年・2010年一般選挙。東京都：1997年・2001年・2005年・2009年一般選挙。沖縄県：2000年・2004年・2008年・2012年一般選挙。また、2011年3月の東日本大震災の結果、統一地方選挙の日程で選挙を実施することができなかった岩手県・宮城県・福島県については、同年中に遅れて行われた一般選挙の時点の選挙区および定数による。
- ¹⁴ 統一地方選挙の日程から外れているため、2002年一般選挙で代用。
- ¹⁵ 統一地方選挙の日程から外れているため、2006年一般選挙で代用。
- ¹⁶ 神崎町と大河内町が合併。同一郡内の町の合併であるため、県議会議員選挙区には影響しない。
- ¹⁷ 兵庫県議会本会議（2005年9月22日）における原吉三議員の発言（「平成17年9月第284回定例会会議録第1448号 第284回（定例）兵庫県議会会議録（第1日）」）。
- ¹⁸ 同上。
- ¹⁹ 兵庫県議会本会議（2005年9月22日）における筒井もとじ議員の発言（「平成17年9月第284回定例会会議録第1448号 第284回（定例）兵庫県議会会議録（第1日）」）。